

# 新見市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和7年10月改正

新見市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新見市通学路交通安全プログラム」を策定しました。また、令和3年3月に保育所・認定こども園等の施設が日常利用している道路（通学路として扱う）を「通学路交通安全プログラム」の対象とし、幼児の安全確保について取り組むこととしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、幼児児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・新見市教育委員会
- ・新見市健康福祉部子育て支援課
- ・新見市建設部建設課
- ・岡山県備中県民局新見地域事務所
- ・新見警察署
- ・新見市PTA連合会
- ・新見市小学校長会
- ・新見市中学校長会

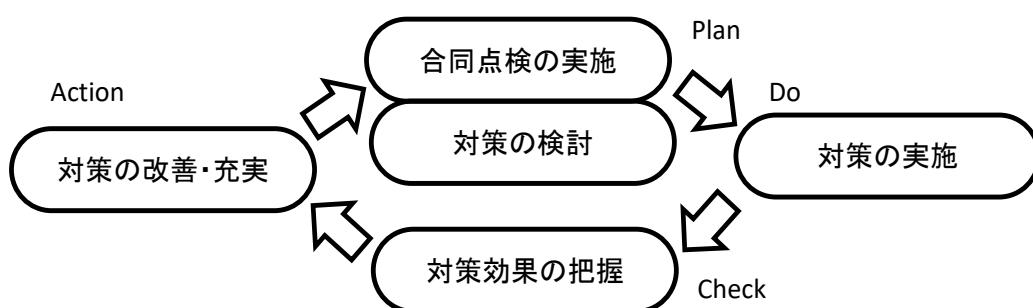
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### [通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



## (2) 合同点検の実施と対策の検討 (P l a n)

### ①危険箇所の抽出

保育所・認定こども園等・小学校・中学校において、教職員、保護者、地域関係者等により、通学路等の安全点検を毎年実施し、対策が必要と思われる危険箇所について、教育委員会教育部学校教育課及び健康福祉部子育て支援課に報告します。

### ②通学路安全推進会議の開催

各学校、園、所から報告された危険箇所について、関係機関が合同で対策を検討するため、通学路安全推進会議を開催します。

効率的、効果的に合同点検を行うため、実務者連絡会議において、事前に重点対策箇所を設定します。

対策が必要な箇所に応じて、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な実施メニューを検討します。

## (3) 対策の実施 (D o )

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (4) 対策効果の把握 (C h e c k )

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・保育所・認定こども園等、学校、保護者、地域関係者等への聴き取りの実施
- ・車両と歩行者の離隔の状況の確認

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

## (5) 対策の改善・充実 (A c t i o n )

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 合同点検実施状況の公表

点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するため、「合同点検実施状況一覧表」を作成し、公表します。